新旧比較表

■インターネット接続サービス契約約款

変更事項	変更前	変更後
第２１条（利用停止）	前略 （３）第３９条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。 後略	前略 （３）第３８条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。 後略
第３６条（個人情報の取り扱い）	第３６条（個人情報の利用） 当社は、インターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、以下の利用目的の範囲内で利用します。 （1）　インターネット接続サービスを提供すること、およびインターネット接続サービスの内容をより充実したものにすること。 （2）　契約者に有益と思われるインターネット接続サービス（関連するサービスも含む）、あるいは当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。 （3）　契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、契約者への連絡の必要が生じた場合に、連絡すること。 （4）　利用状況や利用環境などに関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告・連絡をすること。 （5）　インターネット接続サービスのサービス向上等の目的でアンケート調査等による個人情報の集計および分析等すること。 （6）　前号の集計および分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供すること。 （7）　ＳＴＶＢの使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発を行うこと。 （8）　ＳＴＶＢの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。 （9）　契約者がＳＴＶＢにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。またそのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。 （１０）その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。	第３６条（個人情報の取扱い） 当社は、インターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。 ２　当社は、前項によるほか、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。 （1）　ＳＴＶＢの使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発を行うこと。 （2）　ＳＴＶＢの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。 （3）　契約者がＳＴＶＢにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。またそのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

第３７条（個人情報の開示・提供）	当社は、以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し、開示、提供することがあります。 （１）　契約者の同意を得た場合。 （２）　裁判官の発付する令状により、強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。 （３）　人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、契約者本人の同意を得ることが困難な場合。 （４）　前条の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合（個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先または提携先に委託する場合に限る）。 （５）　インターネット接続サービスの料金に関する債権・債務の特定、支払および回収に必要と当社が判断した場合。 ２　当社は、契約者からの申し出により、インターネット接続サービスの提供に関する業務に支障のない範囲で、個人情報の照会、修正、利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じます。	削除 ※以降の条項番号を繰り上げ
第３７条（承諾の限界）	第３８条（承諾の限界） 後略	第３７条（承諾の限界） 後略
第３８条（利用に係る契約者の義務）	第３９条（利用に係る契約者の義務） 後略	第３８条（利用に係る契約者の義務） 後略
第３９条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）	第４０条（相互接続事業者のインターネット接続サービス） 後略	第３９条（相互接続事業者のインターネット接続サービス） 後略
第４０条（技術的事項及び技術資料の閲覧）	第４１条（技術的事項及び技術資料の閲覧）」 後略	第４０条（技術的事項及び技術資料の閲覧） 後略
第４１条（営業区域）	第４２条（営業区域） 後略	第４１条（営業区域） 後略
第４２条（閲覧）	第４３条（閲覧） 後略	第４２条（閲覧） 後略
契約約款附則	契約約款附則（平成２９年９月１日） （実施期日） １　当契約約款は一部改定し、平成２９年９月１日より実施します。 後略	契約約款附則（平成２９年１２月１５日） （実施期日） １　当契約約款は一部改定し、平成２９年１２月１５日より実施します。 後略
料金表付則	（実施期日） この料金表は、平成29年9月1日に実施します。	（実施期日） この料金表は、平成29年12月１５日に実施します。